

国際関係法学研究連絡委員会報告

「大学院における国際関係法に関する研究教育の現状と課題」

平成 9 年 6 月 20 日

日本学術会議

国際関係法学研究連絡委員会

大学院における国際関係法に関する研究教育の現状と課題

日本学術会議の国際関係法学研究連絡委員会は、第16期における活動計画の一環として、第15期に引き続き、国際関係法に関する調査を実施した。第15期においては、大学学部レベルでの国際関係法についての教育、講義内容についてアンケート調査を行い、その結果を『国際法外交雑誌』（93巻1号）に発表したが、本期においては、対象を特に大学院研究科にしぼり、そこでの国際関係法に関する研究教育の実態について調査を行った。

最近、わが国における高等研究教育の場として、大学院の存在がにわかにクローズアップし、社会一般の期待や関心が高まりつつある。その理由としては、第一に、国民の大学進学率の上昇に伴う大学の大衆化、一般教養化の現象があり、これに対して、急速な科学技術革新や国際情勢の変化に即応する高度な専門研究教育の場として、大学院の重要性が高まったことが挙げられる。第二の理由として、社会人のリフレッシュ教育の受け皿として、大学院の役割の増大が挙げられる。こうした社会の要請に対して、国際関係法の分野におけるわが国大学院の研究教育の現状および課題はなにか。これを明らかにするのが、今回の調査のねらいである。

今回のアンケート調査は、国際法学会会員の協力を得て、平成8年5月に国際関係法を開講する92の大学に対して行われ、そのうち87校から回答を得た（回答率95%）。なお、調査にあたり、「国際関係法」の用語は、前回と同様、国際法、国際組織（機構）法、国際私法、国際取引法、国際民事訴訟法、EU法、その他（国際租税法、国際環境法、国際刑法など）を指すものとした。

本報告は、アンケートに対する回答を、研究連絡委員会が全体として分析、検討した結果を取りまとめたものであり、前回と同様『国際法外交雑誌』に発表する予定である。

委員長 香西 茂 （第2部会員・大阪学院大学国際学部教授・京都大学名誉教授）

幹事 川又 良也 （第2部会員・大阪国際大学長・京都大学名誉教授）
東 寿太郎 （津田塾大学学芸学部教授）

委員 川岸 繁雄 （神戸学院大学法学部教授）
杉原 高嶺 （京都大学大学院法学研究科教授）
曾野 和明 （帝塚山大学法政策学部教授・北海道大学法学部名誉教授）
鳥居 淳子 （成城大学法学部教授）
村瀬 信也 （上智大学法学部教授）

Q1. 貴学に「国際関係法」に関連する大学院研究科があれば、その研究科、専攻の名称、及び修士課程(M)、博士課程(D)の区別をご記入ください。

1. 研究科の名称

研究科の名称は全部で20あり、多岐にわたっている。

外国語学研究科、行政学研究科、国際開発研究科、国際関係学研究科、国際学研究科
国際協力研究科、国際経済法学研究科、国際公共政策研究科、国際政治経済学研究科
国際文化研究科、社会科学研究科、社会環境科学研究科、商学研究科、人文社会科学研究科、政治学研究科、総合文化研究科、地域文化研究科、法学研究科、法学政治学研究科、人間・環境学研究科（アイウエオ順/ 計20）

「法学研究科」の名称は国際関係法学を開講する97の国、公、私立大学大学院研究科の大学数92のうち65で使われており、全体の67%を占め、極めて多い。

しかし、その内訳は国公立大学と私立大学では大きな違いがある。国立大学の大学院では、34の研究科のうち「法学研究科」が16、公立大学の大学院では、5の研究科のうち「法学研究科」が2であるのに対して、私立大学の大学院では、58の研究科のうち「法学研究科」が47で圧倒的に多くなっている。これは、国公立大学の大学院研究科が法学部、法文学部、法経学部以外の学部（商学部、人文学部、人文社会学部、教養学部、社会科学部、外国語学部、国際関係学部、国際文化学部）を基礎としたり、独立研究科として基礎学部を持たなかったりするのであるのに対し、私立大学の大学院研究科はほとんど法学部を基礎学部としていて、それ以外の学部を基礎とした研究科は極めて少ないとと思われる。

今後、大学院の質的充実や制度の改革（大学院重点化）などに対応して、大学院研究科のネーミングがさらに多様化するものと思われる。

2. 専攻の名称

専攻の名称は全部で43と多岐にわたっている。

開発科学専攻、企業・自治体法務専攻、経営管理専攻、経済法・民事法専攻、国際開発専攻、国際開発政策専攻、国際関係専攻、国際関係学専攻、国際関係学研究専攻、国際関係法専攻、国際関係論専攻、国際学専攻、国際協力専攻、国際協力政策専攻、国際公共政策専攻、国際政治学専攻、国際政治経済学専攻、国際社会環境学専攻、国際社会学専攻、国際文化研究専攻、国際ビジネス専攻、国際法専攻、国際法・比較法

専攻、公法専攻、公法学専攻、公法・国際関係専攻、公法・政治学専攻、私法専攻、私法学専攻、社会科学専攻、政策・経営法務専攻、政治学専攻、地域文化専攻、比較公共政策専攻、比較法専攻、ビジネス法学専攻、文化交流専攻、文化・地域環境学専攻、法学専攻、法律学専攻、民刑事法専攻、民刑事法学専攻、民事法専攻、民事法学専攻（アイウエオ順/ 計43）

国際関係法学を開講する専攻の総数は国立大学の大学院研究科では41、公立大学の大学院の研究科では6、私立大学の大学院研究科では69、全部で116である。そのうちもっとも多い名称は「法律学専攻」で28、次いで「公法学専攻」が16、「法学専攻」が10、「公法専攻」が7、「私法学専攻」が6の順で、その他の名称のものの合計が67である。

専攻の名称がそれぞれの専攻分野に特化し多岐にわたっているが、今後、専攻のネーミングは新しい学問分野に対応してさらに増えていくと思われる。

3. 課程の区別

97の国、公、私立大学大学院のうち、修士課程のみの研究科が27、修士・博士課程の研究科が70で多数を占めている。

内訳をみると、国立大学の大学院では修士課程のみの研究科が13、修士・博士課程の研究科が21である。また、公立大学の大学院では修士課程のみの研究科が2、修士・博士課程の研究科は3である。他方、私立大学の大学院では修士課程のみの研究科が12であるのに対して、修士・博士課程の研究科が45と相対的に多い。

なお、修士課程のみの研究科は関東及び関西以外の地域に多くみられるように思われる。

Q2 コース制（たとえば、研究者養成コース、Mのみの「専修コース」などの実務家養成コース）について、以下の点にお答えください。

- (1) コース制の有無、コースの名称、学生定員、現在の在籍数
- (2) コース制がある場合のそれらの相違点（選抜方法、履修方法等）
- (3) 社会人のための特別の取扱いの有無、ある場合には、その具体的な取扱い方法（社会人ための定員枠、選抜方法等）

1. コース制の採用状況

大学院のコース制には、大別して次の二つのタイプが認められる。一つは、研究者の養成と実務家の養成とを分けるコース制であり、他の一つは、専門分野を細分化するものである。第一のタイプのコース制 — その名称や性格に若干の相違がみられるが — は、国

立の大学院では、北大、東大、一橋大、名大、京大、神戸大、九大、熊本大などがこれを設けている。（東北大は、専修コースはないが、社会経験者を対象に特別に「リカレント・スタディーズ・コース」を設けている）。私学の大学院では、上智大、中京大、立命館大がこの制度を探っている。全体にこのタイプのコース制を採る大学院は多くはない。特に私学では少ない。このタイプのコース制をもつ大学院は博士後期課程をもつところに限られており（熊本大は別）、専修コースはそのなかで修士課程にのみ置かれている。

第二のタイプのコース制（専門分野別コース制）は、筑波大、横浜国大、島根大、横浜市大、東海大、龍谷大、大阪学院大等の大学院に設けられている。ただ、その設置形態は多様である。たとえば、横浜国大の国際経済法学研究科(Ⅱ)は、経済関係法、国際関係法、開発協力の各コースを設け、島根大の法学研究科(Ⅱ)は、行政関係法、企業関係法、司法関係、基礎研究の各コースを、また、龍谷大の法学研究科(Ⅱ)は、法学、法務、政策学、国際学の各コースを設けている。全体にこのタイプのコース制を採る大学院は、国公私立を問わず少ないが、なぜ少ないか、あるいは逆に、このコース制を採ることの実際上のメリットはどのように評価されるか、その点は今後の調査課題と言えよう。

2. コース制における選抜、履修方法

選抜方法

第一のタイプのコース制（研究者コース＋専修コース）をとる場合、前述のように、いずれの大学院も専修コースは修士課程に限定している。専修コースでは、いずれも、何らかの形で受験科目を軽減させている（専門科目の数を減らすとか、外国語を外すなど）。つまり、研究者コースとの選抜方法の差異が明確にされている。これに対し、第二のタイプ（専門分野別コース制）では、一般にコースにより選抜方法の相違（受験科目の負担の軽重）を設けていない。

履修方法

第一、第二のいずれのコース制をとる場合でも、当該コースの特色を出すため、それぞれのカリキュラムが組まれている。しかし同時に、相互乗り入れや共通科目の設定等を通して、他のコースの授業科目も履修する道がかなり広く開かれている。第一のタイプのコース制では、当然の傾向と思われるが、研究者コースでは論文指導が重視されるのに対し、専修コースでは幅広い専門科目の履修が要求されている。

3. 社会人のための取扱い

取扱いの状況

国立大学の大学院では、大多数のところが社会人について選抜方法など何らかの形で特別の取扱いを行っている。（例外は、筑波大（社会科学研究科）、千葉大、一橋大、広島大。）これに対し、私立の大学院では特別の取扱いをしていない研究科が多数を占める（32対22）。公立では5校中2校（横浜市立大、大阪市立大）が行っ

ている。国立と私立の大学とでこのような相違がみられる理由は明瞭ではない。おそらく、国立大学が多いのは、文部省の生涯教育の推進策を対応したものと思われる。他方、私学の状況は、現実の需要を反映したものと推測される。ただ創価大、明治大、関西学院大のように、現在それを検討中の私学もいくつかあるので、将来的には増えていくことが予想される。他方、青山学院大の国際政治経済学研究科のように、主に職業人を対象とした研究科もある。社会人のために特別の推薦枠を設けている大学もあるが、多くの大学ではその枠を定めずに、定員の若干名を振り分けている。（東大京大の専修コースでは、その定員の約半分を社会人に充てている。北大、阪大では博士後期課程にも若干の枠を設けている。）

選抜方法

社会人の選抜には、国公私立を問わず、一般学生の選抜とは異なる方法を探っている。受験科目を減らすとか、外国語を課さないとか、また筆記試験を免除するところもある。代わって、研究計画書、業績、面接試問が重視されている。なお、社会人のために土曜開講（九大）、あるいは主に土曜集中（国士館大）、夜間開講（静岡大、神戸大、島根大、龍谷大、青山学院大、西南学院大）などの措置をとるところもある。

Q 3 「国際関係法」の各分野別の教授、助教授、専任講師、非常勤講師の人数をお答えください。

下図の示すように、国際関係法に関する大学院教員の総数は297名である。但し非常勤教員のなかには他大学の教員を兼ねている者が多いと思われるので、その数は延数ということになる。常勤教員（教授、助教授・専任講師）の数をみれば、国立大学95名、公立大学9名、私立大学121名、計225名である。そして非常勤教員の数は72名となる。

297名のうち、国際法164名と国際私法56名、計220人が大多数を占める。これに国際経済法26名と国際取引法22名、計48名を加えると総計268名となり、これらの科目を教育指導する教員の全体に対する割合は90.23%となる。

国・公・私立大学の常勤教員の比率は、国立大学81.12%、公立大学69.23%、私立大学72.46%となり、全体として見てみると、75.78%となる。したがって、非常勤教員による大学院での教育指導の比率は、学部教育における場合と異なり、私立大学においてはさほど高くないともいえるが、それでも国立大学の大学院と私立大学のそれとを比較すれば、後者の方が非常勤教員に依存するところが大きいのは事実である。全体としてみれば、大学院における国際関係法に関する教育指導の24.24%は非常勤の72名の教員によって担当されており、私立大学の場合のみをみると、その率は27.34%となっている。

大学 科目	國立 大 学			公 立 大 学			私 立 大 学			計
	教授	助教授 専任講師	非常勤	教授	助教授 専任講師	非常勤	教授	助教授 専任講師	非常勤	
国際法(国際組織法・国際機構 を含む)	3 3	1 7	1 2	3	4	2	6 2	9	2 2	1 6 4
国際私法	1 1	8	4		1	1	1 6	3	1 2	5 6
国際経済法	7	3	4		1		6	1	4	2 6
国際取引法	6	3				1	6	1	5	2 2
国際民事訴訟法(国際法務を含む)	3	1					1		1	6
国際人権法	2		1				1			4
E U 法							2	1		3
比較法・外国法*							7			7
国際刑事法	1		1				1			3
宇宙法							1		1	2
国際政治学 * (国際関係論・平 和紛争論・外交史を含む)							3		1	4
計	6 3	3 2	2 2	3	6	4	105	1 5	4 6	2 9 7

国立大学教員総数 117 名

(客員教授、兼任・兼担教授は非常勤として計算している)

公立大学教員総数 13 名

私立大学教員総数 167 名

※上図における比較法関係と国際政治学関係の教員の数は、アンケートに回答された大学院による記入通りに加えたものである。大学院によっては、これらに関する教科目は、「国際関係法学」として取り扱っていないところもあるかと想像され、それらの大学院における回答は、もしこれを国際関係法学に含めるべきだと理解されれば、変わったものになっていたかもしれない。

Q4. 「国際関係法」に関してどのような講義科目、演習が開講されていますか。今年度の講義内容がある程度わかるようにご記入ください。コース制があるときは、それについてお答えください。（必修・選択の別、単位数を含む）

「国際関係法」に関連する大学院研究科のある86大学院で、国際法講義（特殊講義、特別講義、研究を含む）を開講している大学院は73に及んでいる。その中で、コースに関係なく国際法あるいは公法を専攻する学生のための国際法演習を設けている大学院が41ある。回答は、近年、国際関係学、国際協力学、国際文化学など、国際関係の諸学科が数多く設置されるようになり、それに伴って国際関係大学院研究科も多数設置されるようになったが、国際法がその中枢を占めていること自体に変わりがないことを示している。国際法I・II、国際法総論、各論などは、国際法専攻者でない国際関係法または国際関係論一般の専攻学生のために設けられている。国際組織法、国際機構論は国際法の中で扱われることが多かったが、これらを独立の学科目として開講する大学院が計23におよび、国際関係法の一分野として確立したことを示している。国際人権法の急増が目立つが、国際法の講義・演習でも当年度の講義内容として記載されている例が多い。博士・修士論文のテーマもこの分野が圧倒的に多いことをみても、国際人権法もまた国際関係法の一分野に成長したことがわかる。国際協力研究科、環境学研究科などの新設に示されているように、国際協力法（5大学院）、国際環境法（5大学院）、国際開発法（4大学院）といった科目が国際関係法分野に定着しつつある。

国際経済法（15大学院）、EU法（6大学院）は、国際法、国際私法のいずれかあるいは両分野に関連するものとして開講されているが、修士論文の比率からみても、主要科目になっていることがわかる。国際法関連では少数ながら軍縮国際法、国際女性法、安全保障論、国際海洋法、宇宙法、国際行政法、国際条約論、国際刑事法、国際公務論などが開講されており、国際関係法が多様に専門分化していることが窺える。

国際私法関係では、国際私法講義・演習が科目として多数用意されているが、当年度不開講となっている例が多い。国際私法プロパーの専攻院生の人数の関係であろうか。しかし、国際取引法、国際民事訴訟法などは国際私法講義として行われることも多く、往時に較べると格段に増加しており、国際商事法、国際租税法、国際私的財産権法などを加えて、

国際商事経済実務に係わる科目の重要性の増加を示している。国際私法分野でも学科目の細分化が進み、国際通商法、国際輸送・エネルギー問題講義、国際紛争と裁判管轄、海上取引法、国際倒産法、国際労働法研究、国際財産法、国際法務特講などの学科目がおかかれている。

必修・選択の別、単位数については回答がない例が多く、また回答が開講科目の位置づけについて十分な説明とならないので集計結果の説明を省略する。

Q 5 院生論文の取扱いについて、以下お答え下さい。

- (1)コース別の修士論文の取扱い（論文作成基準、審査方法等）についての相違の有無、ある場合には、その相違点
- (2)院生論文を発表するための論集の有無、発表の要件、大学からの財政的支援の有無
- (3)過去3年間に提出された「国際関係法」分野の修士・博士論文のテーマ

Q 5 (1)において、質問の対象としているコース制は研究者養成のためのコースといわゆる「専修コース」のような、修士課程のみの、実務家養成のためのコースの区別を設けている場合が主であるが、その外に、たとえば、社会人を対象にした特別なコースを設けている場合なども含まれている。

このように、なんらかのかたちで大学院の該当する研究科にコースを設けている大学は、回答のあった87大学中23大学である。そのうちの14大学は国立大学で、国立26の大学の約54%にあたる。これに対し、公立大学では、5大学中の1大学で20%、私立大学では56大学中の8大学で約14%に過ぎない。

コース制を設けている研究科が、コースにより論文作成基準その他でなんらかの差を設けている大学は、国立大学では4大学（北大、東大、一橋大、京大）あるが、私立大学では1大学（広島修道大）に過ぎず、公立大学には1大学もない。

差を設けている大学について、例をあげてもう少し詳細みてみよう。

北海道大学では、専修コースの場合は、特定の課題についての研究の成果であるリサーチ・ペーパーをもって修士論文に代えることを認めている。リサーチ・ペーパーは、研究者養成コースの学生の修士論文に比較して量的に短い場合が多い。しかし、このことは質の違いを反映するものではなく、優秀な論文であればコースを区別することなく、「ジュニア・リサーチ・ジャーナル」での公表が認められている。

東京大学では、コースにより、論文に量的な差が設けられており、論文を発表するための論集も2種類用意されている。まず、研究者養成コースの修士論文は10万字であり、同コースの論集である紀要（「本郷法政紀要」）に掲載するためには、指導教官の推薦を必要としている。次に専修コースのリサーチ・ペーパーは2万字であって、原則として、

すべてのリサーチ・ペーパーが専修コース用の研究年報（「専修コース研究年報」）に掲載される。

一橋大学では、専修コースの修士論文は、必ずしも高度に専門的・学術的である必要はなく、特定のテーマに関するすぐれた研究であることが期待されている。但し、専修コース一期生が未だ二年生であるため、同コースの論文審査は未実施である。

京都大学では、研究者養成コースには、4万字程度、専修コースには2万字程度の論文が要求されているほか、内容的にも、専修コースの論文には、学説史、外国文献の引用等において、要件がある程度緩和されている。なお、専修コースには発表が各人の自由に委ねられている「専修コース研究・教育年報」があるが、修士課程の学生の論文には特別の論集はなく、博士課程の学生のように、指導教授の推薦に基づいて大学の紀要（「法学論叢」）へ掲載する道も開かれていない。

私立大学で、コースにより論文作成基準などに差を設けているところは広島修道大学しかなく、修士課程の国際政治学専攻のなかに修士論文コースと演習コースの二種を設け、前者では4万字程度の修士論文を、後者では1万2千字程度の演習論文4本の提出を求めている。

なお、制度上の差ではなく、基準や審査方法は、原則として同一であるが、専修コースの論文については、口頭試問などを簡潔なものにするという方法がとられている大学（立命館大学）がある。

そのほか、コースにより論文の取扱いにつき差を設けるかどうか検討中のところがある（名古屋大学大学院法学研究科では、高度専門人養成コースの修士論文の取扱いにつき現在検討中）。

以上のように、コース制をとっている大学院の研究科で、論文の取扱いにおいて、コースにより差を設けているものは非常に少ない。そもそもコース制をとっている研究科が少なく、またコース制をとっている研究科も、まだ制度が発足してから日が浅く、この問題について、十分な経験が積まれていない場合や、現実の問題が未だ生じていない場合もあるので、この制度がもっと広範に採用されて定着するのを待った上で、調査をする必要があるようと思われる。

なお、（1）の質問に関連して、コースによる差ではないが、別なかたちで論文の間に取扱いの差を設けている大学院の研究科が三つの大学にある。このうち、社会人の論文につき異なった取扱いをしている研究科が以下の二つの私立大学にある。龍谷大学では、制度上、社会人の論文作成については、特定の課題についての研究（課題研究）の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることを認めているが、西南学院大学では、制度としてではなく、実際上、教員の判断で、社会人学生の論文審査基準を緩やかにしている。この二つの大学とは異なり、杏林大学では社会人かどうかを区別することなく、修士論文につき次のような三つの方式を採用している。①4セメスター以上を経て提出する通常の方式、②とくに優れた研究業績を挙げた者に認められる、2セメスター以上を経て提出する特別

の方式、および、③修士論文ではなく、複数の、個別テーマに関するレポートを内容とするリサーチ・ペーパーを、指導教授の承認を条件として、修士論文に代えて、提出することができるという方式である。但し、③の方式による修士は博士課程に進学することができない。

Q 5 の (2) は、①院生が論文を発表するための論集の有無、②発表の要件、および③論集発行のための大学からの財政援助の有無、を問うものである。

①院生用の論集の有無

院生の論文発表のための特別の論集がある大学院は、国立大学に 9、公立大学に 2、私立大学に 29 の計 40 あり、このうち、コース別あるいは課程別の論集のある大学院、それに、大学主導により発行される論集、すなわち大学側により編集・発行されるものと院生の自主発行による論集がある大学院が 5 あるので、論集の数では 45 あることになる。また、院生の論文が大学の紀要等に掲載される道を開いている大学が、国立に 7、公立に 1、私立に 13 あり、このうち、院生用の特別な論集のない大学は、国立に 2、公立に 1、私立に 13 ある。結局、院生が、院生用の論集にせよ、大学の紀要にせよ、その論文を発表できる論集のある大学院は 56 で、全体の約 64.4% を占めている。以上のはか、院生用の論集の発行につき、その予定のある大学、計画中、あるいは検討中の大学が 5 大学あり、院生の論文に発表の機会を与えようとする努力は今後も強まるものと予想される。

②発表の要件・資格等

院生用の特別の論集は、大学主導により発行されるものと院生による自主的発行によるものとがある。前者の場合に、審査あるいは指導教官などの推薦等が要求されている論集は 21 あり、他は、院生または課程終了者の論文であること以外の要件を課していない。後者すなわち、院生用の論集が院生による自主的発行である場合は 7 (東北大、一橋大、神戸大、国学院大、中央大、愛知大、関西大) あり、この場合には特別な審査や推薦などは要求されていないようである。なお、大学院主導の論集と院生による自主的発行の 2 種類の論集がある大学が 2 (国学院大、中央大) ある。

院生の論文が大学の紀要等への掲載が認められる場合には、院生用の特別な論集の有無に拘らず、そのほぼすべてにおいて、何らかの審査あるいは指導教授の推薦が必要とされている。

③院生用の論集に対する経済的援助

院生による自主的発行の場合も含めて、院生用の論集の発行に関しては、ほとんどの大学 (無し 1、不明 3) において、全額または一部の財政的援助が行われている。

Q 5 (3)における過去 3 年間の論文テーマの調査は、おおよそ次のようにまとめられる。

博士論文

過去 3 年間に提出された博士論文は 7 本にとどまる。大学別の内訳は、国立大学 (2 大

学、各1本)、私立大学(3大学、内2大学で各2本、1大学で1本)であった。

論文テーマの分野としては、国際法基礎理論に関するもの2本(時際法の法理、承認制度論)、海洋法関係2本、国際人権法関係2本(国際人権規約、女性差別撤廃条約)、国際私法1本(債権契約準拠法論)であった。

博士論文として提出される論文の数が圧倒的に少ないことは、深刻な問題として受けとめられなければならないであろう。実際に論文の作成は行われても、学位論文としての提出を辞退するケースが多いものと思われる。また大学によっては、学位論文としてではなく、「単位修得論文」「課程終了(修了ではない)論文」などの形で提出する例もある。

修士論文

過去3年間に提出された修士論文は269本にのぼる。大学別の内訳は、国立大学(19大学、152本)、公立大学(3大学、6本)、私立大学(32大学、111本)である。

次の表は、修士論文のテーマの分類を行ったものであるが、表題からの推測による便宜的なものである。また、いわゆる研究者養成コースと専修コースの区別はしていない。

国際法	全64本(23.8%)	国際租税法	7本(2.6%)
(1)基礎理論 ^{*1}	27本		
(2)領域関係	16本	国際私法	14本(5.2%)
(3)国際裁判法	8本	国際取引法	10本(3.7%)
(4)武力紛争法 ^{*2}	13本		
国際組織法 (国連法)	21本(7.8%)	国際民事訴訟法	11本(4.1%)
国際人権法	42本(15.6%)	国際刑事法	4本(1.5%)
国際環境法	22本(8.2%)	E U法	10本(3.7%)
国際経済法 ^{*3}	48本(17.9%)	その他	16本(5.9%)
		全269本	(100%)

*1 基礎理論には法源論、主体論、承認論、国家責任論等を含む。

*2 武力紛争法には国際人道法、人道的干渉等を含む。

*3 国際経済法にはWTO法、国際開発法等を含む。

この表から読み取れることは、国際人権法、国際経済法、国際環境法、国連法などの分野に強い関心が寄せられている点であろう。大学院における現実の教育研究体制が、こうした院生のニーズに対応しているかについて、検討を促す資料といえよう。

Q 6 大学院の「国際関係法」を含む研究教育拡充のための現在の計画あるいは将来の構想があれば、ご記入ください。

1. 国際関係法の教育充実に向けての流れ

大学院重点化を含め大学全体あるいは大学院の改組（博士後期課程の新設を含む）が進行中と一般的に述べた大学はかなり多い。大学院進学を増やすため入試の簡易化を考えている大学もある。重点化をすでに達成した大学は、新制度の内的充実を具体的に推進することが今後の重要な課題であるとする。

専修コースの設置や国際関係科目の充実へ向けての努力は最近的一般的傾向であるが、これまで研究者志望以外のものに入学を認めなかった大学がこれを緩和することを検討し、特に外務公務員志望者を念頭におくもの、社会人コースに特定課題として国際関係法が加えられる可能性を指摘するもの、国際関係の領域で主として留学生を対象としたプログラムに「アジア・太平洋国際関係」を構想するもの（ただし、国際関係法は含まない）、改組の際には国際関係法（地域レベルを含めて）を重視する方針とするもの等、ひろく国際関係法の充実へ向けての流れは続きそうである。

また、制度的にも、法学研究科の法学専攻とは別に国際関係法学専攻の設置申請を予定しているもの、平成9年に法学研究科内に国際企業関係法専攻を開設するもの、国際関係法の専攻者が増えれば国際関係法専攻コースの新設や国際政治学との関連の検討が課題となろうとするもの等、国際関係法を独立したコースにしようとする動きも強い。

2. 国際関係法細分化の傾向

このような流れの中で、国際関係法が具体的にどのように処理されていくのかを一般的に窺わせるのは、国際関係法における様々な専門分化の傾向（国際人権法、国際環境法等）に呼応する形での国際関係法関連の講座の一層の拡充の指摘である。その具体的方向については、次のような回答が参考になる。すなわち、現在国際法と国際私法を開講している大学では、国際機構論、国際環境法、国際人権法の随時開講や、国際経済法、国際民事訴訟法の開講が考えられており、国際取引法の追加を検討しているところもある。そのほか平成9年度からの国際租税法の開講を述べるものや、現在開講中の国際法、国際機構論を、安全保障法、国際組織法等へと細分化する旨を述べるものもある。また平成9年度から国際企業関係法専攻を発足させる大学では、国際私法、国際取引法、国際経済法の基礎科目

の上に国際取引法や国際経済法の事例研究および国際紛争解決法等を発展科目として積み上げることを考えており、法学研究科に博士後期課程を発足させる大学では国際関係法の内容を、国際法、涉外公法、国際航空法、国際取引法に細分化して示している。なお、法学研究科において国際私法のみを開講し、国際法は開講していない大学も、国際法の開講を計画中との回答を寄せている。

3. 教員の充足問題

ところで、このように国際関係法分野での充実に多くの大学が取り組もうとし、この分野の専任教員の増員とカリキュラムの拡充を図りたいとの回答もあるのであるが、学界がはたしてそれに応じて適任者を供給できるかは別であり、今後の課題として、国際関係法特に国際法自体の専任教員の確保を挙げる大学や、定年退職者の補充がまだなされていないことを指摘する大学もある。これらの教員確保の問題にふれる回答は私立大学に集中したが、将来計画の検討にあたっては教員の増員をはじめ多くの困難があるとの指摘は示唆的である。

4. 大学の枠を越えた対応

国際関係法の細分化が進む中でこのような困難を乗り越える道については、たとえば、平成9年に国際企業関係法専攻を発足させる大学で、国際紛争解決法、国際取引法・国際経済法の事例研究等において、弁護士事務所等の実務界から講師を招きオムニバス形式での授業を予定しているとの回答や、他大学との単位互換制度の活用を積極的に考えるとする回答にその一部が示されているのかもしれない。また、外国の大学との交換留学制度による単位認定を大学院に拡大適用することを考えている大学や、国際交流拠点校との間での現地研修等のフィールド・ワークを検討中の大学もある。この分野での教育目的達成のために、各大学の枠を越えた工夫が発展しそうだとの印象をうける。